

《鳴門市農業委員会 3月総会 議事録》

開催日時 令和5年3月28日(火) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員 1番 石園 順市 2番 稲木 伸顕 3番 井上 富夫
4番 大西 善郎 5番 小川 佳 8番 竹村 昇
9番 谷口 清美 10番 中井 弘 11番 濱堀 秀規
12番 林 恭子 13番 林 博子 14番 平瀬 惣一
15番 小林 幸男 16番 藤江 厚子 17番 藤本 詳治
19番 松浦 秀樹 20番 向 栄治

欠席委員 6番 里見 廣治 7番 高田 吉敏 18番 増金 義文

議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 9件
②農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 1件
③農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書について 1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 3件
⑤非農地証明願について 3件
⑥地目照会について 1件
⑦許可申請の取下げについて 2件
⑧徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和5年3月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
初めに市役所の人事異動により何人か変わっております。この後の合同会議でご報告をさせていただきます。よろしくをお願いします。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。
議事録署名人は、17番 藤本委員、19番 松浦委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 説明に入ります前に、先月の議案書の差し替えについてご案内を申し上げます。
先月の議案書の10ページ第4条届出の申請番号2番について施設の概要及び用途は、住宅地となっておりますが正しくはさつまいも貯蔵庫及び進入路でした。お手元に修正分配布しておりますのでお手数ですが、差し替えをお願いします。誠に申し訳ございませんでした。

事務局係長 <1. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件>
・申請番号1～4について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

事務局係長 申請番号1番については、高田委員のご担当でございますが、本日欠席されております。意見につきましては、事務局の方で承っておりますので代わりに説明をいたします。
譲受人は里浦町、瀬戸町、北灘町榎木地区及び大麻町東馬詰地区にて甘藷、柑橘等を栽培しています。
申請地は、デコポンが栽培されておりますが、取得後は甘藷を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと伺っております。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

平瀬委員 14番。
譲受人は大津町大代地区蓮根、梨を栽培しています。
申請地は、梨が栽培されている農地と休耕地が含まれていますが、取得後は梨を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

事務局係長 こちらも高田委員のご担当でございますので、事務局から承っているご意見を申し上げます。
譲受人は現在、里浦町里浦地区及び栗津地区にて甘藷を栽培しております。
このたび、競売物件を落札したことにより本申請を行うこととなりました。
取得後については、1月の買受適格証明の内容と同様に甘藷を栽培する計画です。
周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと伺っております。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号3番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。
次に、申請番号4番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小川委員 5番。
譲受人は撫養町木津地区、鳴門町土佐泊浦地区にて甘夏・すだち等の柑橘を栽培しています。
取得後については、甘夏・すだちを栽培する計画です。
なお、譲受人は昨年5月に申請地の北側を購入しておりますが、体調を崩したことにより苗植えが出来ておらず雇用者により草刈り等の保全管理を行っています。
本申請にあたり、譲受人及び雇用者に栽培について確認したところ、作業は2人で行い、昨年取得した農地については3月27日より植付けを行っており、申請地についても来月に植付けを行うとのことでした。
以上のことから、適切に農地を利用する意思も確認できており、周辺の農地への影響も軽微であると思っておりますので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号4番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。
以上で議案第1号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見を申し上げます。
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見を申し上げます。

向委員 20番。
申請地は、網干休憩所から北西に位置する農地です。
譲受人は、漁業をしながら2店の飲食店を経営しており、事業用車両を10台ほど所有しています。車両や資材は実家と各店舗の敷地に分けて保管していますが、特に実家が窮屈になっており、店舗の敷地も整理する必要があるため、資材置場を必要としていました。
この度、申請地と一体になっている隣地の住宅を購入することになり、併せて申請地を購入して駐車場及び資材置場として利用するため今回の申請となりました。
事業計画では、砕石を敷き整地します。
排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画です。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、網干休憩所から北西へ約400mに位置しており、周囲を宅地や雑種地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。
周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認といたします。
以上で議案第2号については全てご審議いただきました。

谷口会長 次に、『議案第3号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <3. 報告事項 21件>
①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 9件
②農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 1件
③農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書について 1件
④農地法第18条第6項の規定による通知について 3件
(農業経営基盤強化促進法)
⑤非農地照明について 3件
⑥地目照会について 1件
⑦許可申請の取下げについて 2件
⑧徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について 1件

谷口会長 ただいま事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

向委員 ⑦許可申請の取下げ理由を教えてください。

事務局係長 地域単収の見直しが必要になったことにより、申請の取下げとなりました。

谷口会長 他にありますか。

委員一同 ありません。

谷口会長 無いようでございますので、議案第3号報告事項については、原案どおり承認することいたします。
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。
その他、何かございますか。

竹村委員 草刈の助成金はおいくらですか。

事務局次長 補助制度があった時に、放棄地の解消に努めていただけるように意見の取りまとめをさせていただいたので、助成金につきましては、具体的な金額は未定です。

谷口会長 他にございませんか。
事務局、何かありますか。

事務局長 特にありません。

谷口会長 それでは、これもちまして令和5年3月の総会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 午後2時31分
令和5年3月28日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 藤本 詳治

議事録署名者 松浦 秀樹